

宇都宮共和大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2025 年度大学評価の結果、宇都宮共和大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-----------|---|
| (1) 大学設置年 | 1999 年 |
| (2) 所在地 | 栃木県宇都宮市（2 キャンパス）及び栃木県那須塩原市 |
| (3) 理念・目的 | 学校法人須賀学園は、栃木県宇都宮市に 1900 年に須賀栄子により創立され、宇都宮共和大学、宇都宮短期大学、同附属高等学校・中学校を持つ総合学園である。建学の精神は、全人教育（人間形成の教育）にある。学園全体の教育理念は、次の 3 項目であり、大学の理念でもある。
①人間尊重の精神とゆたかな人間性とを啓培し、民主社会における真に望ましい人間を育成する。
②円満な教養と高い徳性とを培い、個々の特性の伸長につとめ、心身ともに健康な人物を育成する。
③自主自立の気風を高め、忍耐力と実践究明の態度を涵養し、勤労と責任を尊ぶ人材を育成する。 |

宇都宮共和大学は、栃木県黒磯市（現那須塩原市）の大学誘致の要請により、1999 年に設立された那須大学都市経済学部を基盤として、2006 年に宇都宮中心市街地（宇都宮シティキャンパス）にキャンパスを移転し、宇都宮共和大学シティライフ学部に変更した。2011 年には、宇都宮短期大学（市内長坂キャンパス）の人間福祉学科幼児教育専攻を発展させ、子ども生活学部を新設し、現在 2 つの学部を有する大学となっている。

宇都宮共和大学は、須賀学園の教育理念を踏まえ、大学の目的として、「時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする」（学則第 1

宇都宮共和大学

条)と定めている。

宇都宮共和大学は、宇都宮市内を中心に栃木県内に那須キャンパスを含めて3つのキャンパスと活動拠点を持っており、学園の125年の伝統を生かしながら、絶えず「まち」、「ひと」に視点を当て栃木県央を中心とする北関東圏の「地域社会」の経済、教育、文化の向上と発展のために貢献することを目的とする大学である。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (4) 学部・研究科等 | シティライフ学部シティライフ学科
子ども生活学部子ども生活学科 |
| (5) 収容定員 | 520人(学士課程) |

(2024年度時点)

<総評>

宇都宮共和大学は、将来像に照らして理念・目的を掲げるとともに、その達成に向けて、学位ごとに3つの方針(学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー))を定めている。これらについては、学生便覧に掲載する以外に、学生に対しては1年次又は2年次の授業の中で行う学長講話の中でも説明の機会を設けるなどしており、教職員に対しても、毎年度4月の教授会や上記学長講話への出席の機会を設け、情報の共有を図っている。また、以上の方針に従って、各学位にふさわしい教育課程を編成して教育を実施しており、学習成果とカリキュラムの整合性を担保するため、学部ごとにカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを整備し、これらを学生便覧に掲載しているほか、カリキュラムの体系性・順次性への理解を深めるため、学生に対しては入学時のオリエンテーションのほか、学期ごとのガイダンスで説明している。

学習成果の達成に向けては、シティライフ学部におけるカリキュラムへの地域連携活動の積極的な組み入れをはじめ、実践的な授業形態の採用等、教育方法の工夫を講じるとともに、その成果を把握・評価するため、シラバスにルーブリックを掲載し、教員と学生が学習状況の評価を相互に把握することを可能にしている。子ども生活学部では、学生自身が毎年ポートフォリオを作成しているほか、卒業研究については発表会を実施し、その内容を審査することにより学位授与方針に定めた学習成果が達成されているかを確認している。また、現状では具体的な成果に表れていないものの、学生や学外関係者から積極的に意見を聴取して、学習成果の把握と評価をより客観的なものとし、その結果を改善・向上に生かす取り組みを進めている。

今回の大学評価において、大学全体で地域連携に取り組み、それが学生の意欲的かつ効果的な学習や、志願者の確保にもつながっていることが確認されたが、地域連携をそれ単体で捉えるのではなく、教育研究活動や学生の受け入れに結びつけている点は、理

念・目的の実現に有意な継続的取り組みとして高く評価できる。

一方で、財務と学生の受け入れ（定員管理）については課題が見受けられる。財務については、大学部門において事業活動支出が事業活動収入を超過している状態が恒常化しており、中期財務計画においてあらためて立てた収支の見直しに関しても、その解消は十分に図られておらず、計画に従った取り組みも進展は芳しくない。また、定員管理に関して、子ども生活学部において恒常的に定員未充足が続き、オープンキャンパスの強化等に取り組んでいるところである。同学部の定員確保に向けては、地域連携・社会貢献活動が波及効果を及ぼす一面も想定できるが、定員確保に取り組む直接的な策としては、受験生への情報提供の範囲にとどまる状況にある。2027年度には入学定員の削減も計画しているが、既存の財務上の目標と定員管理の両方を見据えた大学運営の改善を早急に図ることが望まれる。

くわえて、内部質保証システムのあり方についても課題が見受けられる。大学全体として内部質保証システムを構築して改善・向上に取り組んでいるものの、内部質保証システムのなかに位置付けられている「内部質保証会議」と「自己点検・評価委員会」の役割分担が明確ではない。各部局における点検・評価も学部それぞれの努力に委ねている部分が多く、実態としては教員による個別的教育研究活動の改善・向上にとどまっている。したがって、内部質保証システムをより洗練されたものとするに加えて、教育研究組織の構成等についても全学的な観点からの方針や計画、施策を策定する機能を改善・向上させることが期待される。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が1点、改善課題が2点及び是正勧告が2点あげられる。

（長所）

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) 2022年度から5年間の中期計画の重点項目に「地域社会との連携・社会貢献」を掲げ、シティライフ学部の特色である「まちなかゼミ」や、障がいのある子どもと家族を支援する子ども生活学部の「Tiny」等の活動を通じて宇都宮市（周辺地域を含む）の課題解決や活性化に積極的に取り組んでいる。これらの活動は、カリキュラムと密接に連携させることで学生の意欲的かつ効果的な学習を促しているほか、同活動を目的とする入学者もみられるなど、大学全体の活動に浸透しているという点で優れた取り組みであると評価できる（基準9社会連携・社会貢献）。

（改善課題）

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 内部質保証のための方針に基づき、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証会議」を定め、全学的な自己点検・評価を実施する組織として「自己点検・評価委員会」を定めているが、方針・規程と実態の間に齟齬がみられ、両者の役割分担及び権限が不明確になっている。内部質保証システムの適切性・有効性及び自己点検・評価の客観性を担保すべく、方針・規程に基づく内部質保証体制を整備し運営するよう、改善が求められる（基準2 内部質保証）。
- 2) 各学部による自己点検・評価結果を踏まえて、全学的な観点から方針や計画、具体的な改善方法を策定する機能を持つ会議体が明確ではなく、各学部における教育の企画・設計とその実施に関して、全学的な調整や支援が十分であるとはいえない。一定の水準に基づいて各学部の取り組みの適切性及び妥当性を担保すべく、内部質保証の推進体制のもと、全学的な視点から学部を支援するよう、改善が求められる（基準2 内部質保証）。

(是正勧告)

以下については、理念・目的の実現を図るため、又は大学としてふさわしい水準を確保するために、抜本的な改善が求められる。

- 1) 2024 年度において、子ども生活学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が0.71、0.67と低い。これに対して、「内部質保証会議」において学生募集に関する全学的な審議を行い、改善のための具体的な施策を採り入れ、大学への興味・関心が高まるよう努めているものの、具体的な施策が総じて受験生への情報提供の範囲にとどまっており、前回の大学評価時に引き続き、入学定員の充足率は十分な状況にない。したがって、今後も大学として継続的に改善施策を行い、大学が目標とする成果につなげるよう是正されたい（基準5 学生の受け入れ）。
- 2) 2022 年度に本協会が改善報告書検討結果で指摘した状況に引き続き、大学部門の財政状況は、事業活動支出が事業活動収入を著しく上回っている状態が恒常化している。また、「事業活動収支の均衡」を当面の目標としているにも関わらず、「中期財務計画修正見込み」の最終年度においては、減価償却額を控除した差引収支の段階でマイナスとなっているため、現状を踏まえた計画の見直しを進め、具体的な取り組みの方策を明確にするなど、早急に大学部門の収支改善を図り、財政基盤を確立するよう是正されたい（基準10 大学運営・財務（2）財務）。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

大学の理念・目的は、「宇都宮共和大学学則」(以下「学則」という。)において定めるとともに、「宇都宮共和大学の理念・目的・将来像」にその具体的な内容を示している。また、同内容を踏まえてシティライフ学部及び子ども生活学部の目的を「宇都宮共和大学の目的に関する内規」に定めている(基本情報一覧(第1章)参照)。

上記の理念・目的等は、入学案内等への掲載に加え、大学ホームページでも公開しており、学内外を問わず広く周知している。また、教職員に対しては、毎年度4月の教授会や新任教員への対応(ガイダンス・各学部1年・2年次授業(学長講座)への出席等)を通じて周知を図っており、在籍学生に対しては、学生便覧に掲載しているほか、新入生に対する「シティライフ学入門(必修科目)」(シティライフ学部)及び「現代の教養講座」(子ども生活学部)の講義において学長が建学の精神及び理念・目的について説明することで浸透を図っている。くわえて、子ども生活学部における2年次の教育実習・保育実習前の「立誓式」においても、学長からの教育目標に関連する講話を行う等の機会を設けている(基本情報一覧(第1章)参照)。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、大学及び各学部において教育研究上の目的を適切に明示し、社会に対して公表しているといえる。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

前回の大学評価結果を受けて開催した2021年度の「内部質保証会議」における改善状況の検証を経て、2022年度から2026年度までの5年間の中期計画として、「宇都宮共和大学中期目標及び中期計画(2022~2026年度)」(以下「中期目標及び中期計画」という。)を定め、「教育の質保証」ほか全7事項及び各事項に関する具体的な計画をあげている。これらの情報は、大学ホームページで公開しており、大学として中・長期の計画及びその他の諸施策を策定しているといえる(基本情報一覧(第1章)参照)。一方で、例えば「中期目標及び中期計画」における「質の高い入学者の確保」の実現のため、「地域創生奨学金制度」を創設したことにより、同制度での入学者の存在が学内の教育の質向上に結びついていることや、オープンキャンパスへの同制度入学者の参加が入学者の確保につながっている等の事例がみられるが、これらの点についての検証は必ずしも十分であるとはいえない。

以上のことから、今後の中・長期計画において、具体的かつ実現可能な計画を検討することを期待する。また、全学的な内部質保証活動の成果を「中期目標及び中期計画」に反映するためのプロセスも明確化していないため、中・長期計画及びその他の諸施策の策定と検証のための手続をより一層整備することが望まれる。

2 内部質保証

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

内部質保証のための全学的な方針として、「内部質保証のための方針及び手続」を定め、これに基づき、学長を議長とする「内部質保証会議」を大学全体の内部質保証に責任を負う組織と規定している。各学部は、改善指示を踏まえた取り組みを含む各学部の活動を「自己点検・評価推進部会」において点検・評価し、その結果を「PDCA報告書」にまとめて「自己点検・評価委員会」に報告する(基本情報一覧(第2章)参照)。同委員会は、全学的な自己点検・評価を実施したうえで、その結果を「内部質保証会議」が検証し、改善・向上に向けた取り組み方針を各学部教授会に指示している(基本情報一覧(第2章)参照)。この手続に則って、「内部質保証会議」の統括のもと、教育の充実と学習成果の可視化に向けて改善を図った事例として、3つのポリシーの修正、シラバスチェック表の策定、教員業績の導入等があげられる。

内部質保証の推進にあたっては、外部有識者や学生からの意見聴取を行うことで点検・評価の客観性を高めており、例えば、シティライフ学部において、「自己点検・評価のための学生意見聴取会」の結果を踏まえ、学生の受け入れ方針の見直しを図った。認証評価機関等からの指摘については、前回の大学評価結果を踏まえて、全学的に対応を検討し、「内部質保証会議」を改善の施策立案及び司令塔として機能させる組織変更を行い、また、同評価にて指摘のあったその他の提言について改善を図った(基本情報一覧(第2章)参照)。

以上のことから、内部質保証のための方針を定めるとともに、「内部質保証会議」を中心に全学が主導して教育の充実と学習成果の向上を図るための内部質保証システムを整備しているといえる。しかしながら、「内部質保証会議」に報告する以前に「自己点検・評価委員会」において点検・評価結果に基づく改善指示を同委員会の構成員ではない学長が行うなど、方針及び規程と実態の間に齟齬がみられ、結果として「内部質保証会議」と「自己点検・評価委員会」の実際の役割分担及び機能分化が不明確であるため、改善が求められる(改善課題1参照)。また、学部横断的に改善・向上のための施策を検討し、大学全体としての意思決定を行うための組織体制の構築が不十分であり、各学部が年次計画や施策を策定するにあたっての適切性や妥当性の担保が困難となっているため、改善が求められる(改善課題2参照)(基本情報一覧(第2章)参照)。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

学校教育法及び学校教育法施行規則に定めた大学の諸活動の状況については、「宇都宮共和大学情報公開規程」を定め、教育研究上の理念・目的・方針、教育研究上の基本的な情報、修学上の情報のほか、社会的な活動、財務、自己点検・評価、認証評価等の

情報を大学ホームページに公表している（基本情報一覧（第2章）参照）。くわえて、「教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項」として、各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学習時間等を取りまとめ、大学ホームページを通じて社会に分かりやすく公表している。また、教育研究活動、修学、社会的活動、財務、自己点検・評価結果、その他の諸活動の状況等に関する情報については、原則として5月1日を基準日として毎年更新している（基本情報一覧（第2章）参照）。

以上のことから、正確性と信頼性の観点から、大学の諸活動の状況等を適切に公表しているといえる。また、大学ホームページに「情報公開」ページを設けて包括的に情報を公表しており、情報の構造が理解しやすいものとなっている。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

前回の大学評価結果を受け、2019年度に構築した内部質保証システムのもと、「内部質保証会議」が責任主体となり、内部質保証システムの適切性の点検・評価を行っている。2024年度からは、「内部質保証に関するチェックリスト」を用いて内部質保証システムの適切性を点検・評価している。

内部質保証システムの点検・評価の結果については、学生及び学外関係者から意見聴取を行うことで、点検・評価の客観性、妥当性を高め、改善の取り組みにつなげている。ただし、「内部質保証に関するチェックリスト」を活用した取り組みは2024年度に開始したばかりであるため、今後の成果が期待される。また、「自己点検・評価委員会」が実施した「学生意見聴取会」についても、その結果を生かした今後の教育改善・向上への取り組みが期待される。

3 教育研究組織

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

大学の理念・目的に照らし、学士課程においてシティライフ学部及び子ども生活学部の2つの学部を設置している。また、大学の附置機関である「都市経済研究センター」及び「子育て支援研究センター」は、いずれも両学部の教育研究活動に資する施設として設置しており、両研究センターでの研究成果が教育の充実・高度化につながることや、研究成果の地域還元により、地域との積極的な交流を図ること等が期待されている。くわえて、グローバル化の進展に対応して留学生を積極的に受け入れるための組織とし

て「国際交流センター」を、教職課程に関する事項を審議・実施する全学的組織として「大学合同教職課程運営委員会」を設置している。

以上のことから、教育研究活動の実態に合わせて必要な組織を整備するとともに、大学の理念に即して適切に組織を設置しているといえる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

各組織の活動の適切性についての点検・評価は、各学部にも附置するセンターの点検・評価を含めて、各学部の「自己点検・評価推進部会」が実施し、全学の「自己点検・評価委員会」での検討を経て、「内部質保証会議」が各部署に対して改善・向上に向けた指示を行っている。一方で、大学全体における教育研究組織の設置状況の適切性については、5年ごとの中期目標・中期計画を策定する際に点検・評価を行っている。ただし、具体的な点検・評価方法のほか、改善・向上に結びつけるプロセスについては十分に確立しているとはいえないため、今後は、大学全体の視点から教育研究組織の設置状況の点検・評価を主体的に実施する組織及びその手続を明確化していくことが望まれる。

4 教育・学習

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

シティライフ学部では、「豊かな都市生活の実現に貢献する人材」を養成することを、子ども生活学部では「豊かな子どもの生活環境の創造、教育、保育に貢献する人材」を養成することを目的とし、各学部でそれぞれ4項目からなる学位授与方針を適切に定めている。また、学位授与方針を達成するための教育目標や教育課程の編成・実施方針を提示し、教育・学習の方向の明確化を図っている（基本情報一覧（第4章）参照）。ただし、子ども生活学部の教育の実施に関する内容について、カリキュラム・ツリーには明記している一方で、教育課程の編成・実施方針への記載が明確でないなど、必ずしも十分であるとはいえないため、改善が望まれる。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

評価項目①で既述した内容を人材養成の目的として、シティライフ学部では、都市生活の現状に対応できる学際的・実践的な知識を身につけること等の方針を掲げ、経済学を基礎として都市の経済、経営、まちづくりに関する分野から都市の生活、文化等をさまざまな側面から捉える教育課程を編成しており、また、子ども生活学部では、子どもの成長・発達に関わる専門性を習得していること等の方針を掲げ、基礎教育科目に加

え、保育と教育、地域・家庭等に関する分野から、幼児教育・保育を中心に子ども心理、子ども音楽、子ども自然等をさまざまな側面から幅広く捉える教育課程を編成している（基本情報一覧（第4章）参照）。くわえて、両学部ともに、学生に授業科目のナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを提示し、学習の順次性や体系性、授業科目と学位授与方針の関連性を可視化するとともに、それらを学期ごとの教務ガイダンス等の機会を活用して学生へ周知している。

以上のことから、学習成果の達成につなげるために各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

- ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

学生便覧に授業科目区分と教育課程の編成・実施方針を明記し、教育目標と授業科目の関連について記載するとともに、入学時オリエンテーションにおいて学生に説明することで、各科目における学習の目的を周知している。シティライフ学部では、ゼミナール科目を「まちなかゼミ」と称して、市民との交流、ボランティアを行うことや、ホテル実習等、実践的な授業形態を採り入れることで、学生が主体的に学ぶ意欲を高めているほか、実技系科目においては、科目の性質や教授内容により少人数クラスで授業を実施するなど、効果的な学習ができるように授業形態を工夫している。また、シラバスにアクティブ・ラーニングの実施状況を記載し、グループワーク、グループディスカッション等を行うことを推奨しているほか、学内に無線LAN環境を整備したうえで全学生にノート型パソコンを配付し、全ての科目で学習管理システムを使用するなど、ICTを活用しながら各学生のニーズに合わせた柔軟で協働的な学習ができるように工夫している。

これらの授業上の工夫に加え、学生の学習時間を考慮した1年間に履修登録できる単位数の上限設定、補習教育を実施しているほか、シラバスへのループリックの明記など、教員と学生が学習状況の評価を相互に把握できるよう取り組んでいる。また、履修単位数の多い学生や星槎大学の通信制課程を履修する学生に対してヒアリングを行うなど、教職員による個別の支援も行っている。

以上のことから、学士課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法が採られているのに加え、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるためのさまざまな取り組みを適切に行っているといえる。

- ④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

シラバスに到達目標、成績評価方法及び基準、並びにループリックを明示することにより、客観的な成績評価を行っているほか、成績評価の分布を最適化するため、最高評

価を獲得できる学生数に上限を設ける等の対応を行っている。また、両学部ともに、実技・演習科目以外では筆記試験又はレポート課題を課して成績を評価している。さらに、出席時間数が当該授業科目の総時間数のうち一定数に達しない者は、原則として筆記試験の受験資格を与えないことを履修規程に明記し、毎年4月のオリエンテーションで学生に周知しているのに加え、学期末試験1週間前までに出席時間数不足学生(学期末試験受験不可学生)を掲示し、当該者の学期末試験受験を認めない等の厳格な措置を講じている。成績に異議がある場合には、「宇都宮共和大学成績評価に対する確認及び不服申立てに関する要項」に基づき、申立ての手順を履修ガイダンスにて説明している。また、単位認定に係る方法は、学生便覧及び「履修の手引き」に記載したうえで、各学年の上述のガイダンスで説明している(基本情報一覧(第1章)参照)。そのうえで、上記の単位認定の結果、卒業要件を満たした者に、教授会での審議を経て学士の学位を授与している。入学前の既修得単位等の認定については、学生から認定希望のあった科目について教務委員会や教授会で審議したうえで単位認定の判断を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

全ての授業科目について、シラバスに学位授与方針と科目の到達目標の関係、到達目標に基づいたルーブリックを明示している。各科目の評価は上記内容に基づいて客観的かつ直接的に行っているため、これらを積み重ねることで学位授与方針に示した学習成果の達成度を測定できるようになっている。また、「学生生活実態調査」における卒業時点での教育目標達成度の主観評価の調査も行っている。さらに、シティライフ学部では、GPAやGPT(5つの専門分野+教職の6分野のうち、学生自身が選択した2分野に関するもの)の確認に加え、卒業研究発表会の内容を審査することにより学習成果を確認している。子ども生活学部では、成績及びそれを学位授与方針の項目別に整理したレーダーチャートを用いるとともに、1年間の学びのポートフォリオを作成し、卒業研究については発表会の内容を審査することによって学位授与方針に定めた学習成果が身についているかを総合的に確認している。なお、これらにくわえて、アセスメント・ポリシーの策定についても現在検討を行っている(基本情報一覧(第4章)参照)。また、学習成果の把握と評価をより客観的なものとするため、学生や学外関係者からの意見を積極的に聴取して、その結果を改善・向上に生かす取り組みを進めており、今後具体的な成果につながることを期待される。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を概ね適切に把握及び評価しているといえる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて

取り組んでいること。

教育課程及びその内容・教育方法の点検・評価については、「宇都宮共和大学内部質保証会議規程」「宇都宮共和大学自己点検・評価委員会規程」及び「宇都宮共和大学自己点検・評価推進部会に関する要項」の定めに従い、各学部と全学組織である「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証会議」のもとで行っている。その際、課程修了時の学生の成績評価及び免許資格の取得状況の確認等を適切な情報に基づき行っているほか、在学生を対象とした「学生生活実態調査」、卒業時に実施する「学生生活実態調査（卒業生対象）」、卒業後に実施している「卒業生アンケート」（子ども生活学部）等、学生及び外部の視点からの評価を採り入れることで、客観性を高める工夫をしている。

以上の点検・評価に基づいて、シティライフ学部では4年ごとにカリキュラムを見直しており、直近では、社会におけるデータサイエンス人材に対するニーズの高まりに対応して、データサイエンス科目の強化を行う等の向上に向けた取り組みを行った。しかしながら、こうした改善・向上に向けた取り組みについて、実現に至った経緯が必ずしも明確でないため、各学部に対する全学的な調整や支援を含め、今後その手続をより明確にする等の改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

大学の理念や各学部の教育・研究上の目的に基づいて、学部ごとに学生の受け入れ方針を設定している（基本情報一覧（第5章）参照）。

入学者選抜においては、筆記試験又は調査書によって基礎学力を評価しつつ、「共通テスト利用入試」を除き、面接試験又はプレゼンテーション試験を課すことで、各学部の学生の受け入れ方針に即した意欲・態度を評価できるように工夫している。各学部の学生の受け入れ方針、入学試験種別の定員数や試験日及び試験科目は、入学試験要項に明記し、特待生に求められる学力水準や外国人留学生の選抜方法についても記している（基本情報一覧（第5章）参照）。入学者選抜は、教授会から選出した教員で構成する各学部の「入学試験・広報委員会」が実施しており、面接試験においては標準化した面接表を用いたうえで複数の面接官による総合評価方式をとり、公正な入学者選抜の実施に努めている。また、特別な配慮を必要とする志願者に対しては、「出願・修学相談申請書」による申請を通じて、受験時の特別な配慮や入学後の具体的な支援体制に関して個別に面談を行ったうえで対応を決めるなど、適切に配慮している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づいて、学生募集及び入学者選抜のための制度を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施しているといえる。

- ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、シティライフ学部では適切であるものの、子ども生活学部では低く、定員管理に課題がある（是正勧告1参照）。こうした定員管理上の課題に対しては、「アドミッションセンター」を設置して両学部の募集活動を一元化するとともに、志願者管理システムを新規に導入する等の対策を実施している。それにより、高等学校へのダイレクトメールの発送や訪問の機会が増加し、高等学校教員対象の入試説明会への参加教員数が増加するなど一定の結果につながっている。また、地域貢献や行政への施策提案活動を大学ホームページで積極的に発信することで、地域における大学の存在感を高めている。さらに、1年に複数回実施しているオープンキャンパスでは、学生ボランティアが参加することで、親しみやすい雰囲気の中かで実施できるように努めている。しかしながら、依然として入学定員及び収容定員の充足に課題がみられるため、より一層の取り組みが求められる。

- ③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「アドミッションセンター」及び各学部の「入学試験・広報委員会」が、高等学校訪問時に収集した「進路指導担当教員」からの志願者動向、資料請求者の情報、オープンキャンパスの際に実施するアンケート等から、毎年度、点検・評価を行い、その結果を、各学部の「自己点検・評価推進部会」、全学の「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証会議」が検証している。この点検・評価に際して、2024年度からは「内部質保証会議」の指示により、「中期目標及び中期計画」のチェックリストを活用している。その結果に基づいて、オープンキャンパスにおけるプログラムや模擬授業の改善等に取り組んでいるが、「中期目標及び中期計画」の進捗状況の点検・評価結果を「アドミッションセンター」や各学部にフィードバックするプロセス等、各施策の効果について全学的な観点から把握し、改善・向上に結びつける体制については、必ずしも十分に整備できていないため、より効果的に施策が実施できるような体制を整備することが期待される。

6 教員・教員組織

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究

上の成果につなげていること。

「宇都宮共和大学が求める教員像および教員組織の編制方針」（以下「教員組織の編制方針」という。）を定め、同方針に基づいて教員組織を編制している（基本情報一覧（第6章）参照）。同方針においては、教員像として「大学の定める理念・目的を深く理解」していることを定めるとともに、「教育目標を達成するため、カリキュラム・ポリシーに対応できる」こと等を掲げている。これを受けて、シティライフ学部では、経済学のみならず都市学等の幅広い領域にわたって専任教員を配置し、5つの専門分野を網羅している。また、子ども生活学部では、6つの履修コースをカバーするため、教育学を中心に教員を配置するなど、適切な編制となっているほか、教職課程の教員配置も適切に行っている。なお、「教員組織の編制方針」においては、年齢及び性別のバランスについて言及しているものの、学部ごとに見た場合、現状では、年齢構成に偏りが生じるなど、ジェンダーバランスに欠ける構成になっている。この点については、大学としても認識しており、随時更新している「専任教員の将来構想」に基づいて教員組織を整備すべく、若手登用をテーマとするファカルティ・ディベロップメントを実施するなど、改善に向けて取り組んでいる（基本情報一覧（第6章）参照）。

教員と職員の協働については、教務委員会等の委員会には職員を配置し、職員と教員とが協働する組織としている。また、「アドミッションセンター」では、高等学校への訪問を主に教員が担当し、それを事務局が補佐する体制をとるなど役割分担を明確にしている。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の採用は公募によって行い、教授会の議を経て学長が設置した審査委員会が書類審査及び面接、模擬授業を行うことによって候補者を選定している。選定した候補者については、教授会を経て学長が採用を決定する。以上の手続及び基本的な選考基準は「宇都宮共和大学教員選考規程」に定めている。また、昇任については、専任教員等の昇進に係る内規に選考基準と手続を規定しており、教授会で選出した委員で構成する「昇任審査委員会」による審査の後、教授会を経て学長が決定する（基本情報一覧（第6章）参照）。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等については、明確な手続と基準に基づいて公正性に配慮しながら行っているといえる。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

「宇都宮共和大学『FD部会』に関する内規」に基づき、「FD部会」を設置し、授業改善アンケートや相互授業参観、「FD研修会」を実施し、その結果を、毎年「FD活動報告書」に掲載している。くわえて、学部別に全教員が参加してシラバスチェックを

実施することで、他の教員の記載内容を参考に自身の授業内容を改善することにつながっている。

教員組織としての改善・向上を図る取り組みについては、教員の研究活動の活性化を目的として、「科研費申請対象者・申請学内検討会」を毎年開催し、応募戦略の立て方を相互に学び合う機会としている。これにより、特に若手研究者の応募へのハードルを下げ、採択率向上を目指している。また、「研究者名鑑」により教員の専門等を公開し、行政機関の委員等の地域活動の機会を広げている。

以上のことから、教育研究活動等における組織的な改善・向上や個々の教員が能力形成を図るための取り組みを適切に実施しているといえる。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「内部質保証会議」の指示に基づき、学長、副学長、学部長が「専任教員の将来構想」の更新と点検を行い、教員構成の適切な配置に努めている。例えば、教員の年齢構成のバランスを図るための取り組みを推進している。また、シティライフ学部及び子ども生活学部ともに、ジェンダーバランスの均衡を図る取り組みを行っており、直近では子ども生活学部において、男性教員の採用を積極的に行うなど、多角的な教員採用に努めている。ただし、全学的な観点からの点検・評価においては、具体的な検討には至っていないため、今後は改善に向けて取り組むことが望まれる。

7 学生支援

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

「宇都宮共和大学における学生支援の方針」を定め、入学から卒業まで一貫したきめ細かな学生支援のための組織を整備している。例えば、「学生委員会」は学生の生活指導・福利厚生、課外活動、健康管理、奨学金の選考・推薦等を、「国際交流センター」は外国人留学生の受け入れ、日本語等の補習指導、生活面の指導等を担当し、それぞれに専門的な知識を有する者を含む教職員を配置している（基本情報一覧（第7章）参照）。

修学支援については、学習面ではゼミナール・クラス担当教員による学習支援、補習教育、成績不振者に対する個別指導等を実施している。また、障がいのある学生には、入学前から個別相談を行うなど配慮し、留学生についても「国際交流センター」を中心に支援を展開している。経済的支援としては、成績に応じた大学独自の給付型奨学金制度等を設けるほか、学外の奨学金に関する情報提供やガイダンスも行っている。生活支

援については、「こころとからだの相談室」を設けて、学生の心身の健康、保健衛生等に係る指導や相談を行っている。くわえて、新入生が学生生活を安心して送るための心的な配慮として、4月に1・2年次生が全員参加する「合宿交流研修」を実施している。

進路支援については、「就職委員会」及び「キャリア支援室」を設置し、『就職・進学ガイドブック』の作成、情報提供、カウンセリング、キャリア形成支援、資格取得支援等を行っている。また、その他の学生支援として、学生自治組織である「学友会」による新入生歓迎会、大学祭、サークル活動、ボランティア活動等への支援を行っている。さらに、ハラスメント防止として、「宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言」の制定とともに「宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」を定め、「キャンパス・ハラスメント相談員」の配置や相談窓口の設置等により体制を整備し、学生への周知を行っている（基本情報一覧（第7章）参照）。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施しているといえる。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援に関わる点検・評価は、各学部の「学生委員会」「キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会」「就職委員会」及び「国際交流センター」が行い、それぞれの学部の「自己点検・評価推進部会」において「PDCA報告書」にまとめたうえで、全学の「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証会議」において定期的に検証を行っている。「合宿交流研修」等の学生支援行事や各種講習会の実施後にはアンケート調査を行い、効果測定や参加者からの意見・要望を収集している。また、毎年全学生を対象とした「学生生活実態調査」や卒業生を対象とした調査を行い、学生生活の実態・満足度及び学生支援について把握している。さらに、2024年度には各学部で学生生活について学生から意見聴取し、集計結果を教授会に報告して情報共有を行い、次年度の活動方針及び施策に反映している。くわえて、2024年度には「内部質保証会議」の指示により、「内部質保証に関するチェックリスト」を活用して「中期目標及び中期計画」に掲げる学生支援に関する目標と計画について、両学部長が点検・評価を行った。このうち学生支援行事アンケート結果に基づく改善の例として、「合宿交流研修」について、全体のスケジュール等を見直したことがあげられる。

以上のことから、学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえるが、各学部の「自己点検・評価推進部会」による点検・評価を踏まえて、全学的な視点からの点検・評価とそれに基づく改善・向上の方針等を示す体制が十分であるとはいえないことから、今後の改善が望まれる。

8 教育研究等環境

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「宇都宮共和大学の教育研究等環境の整備に関する方針」(以下「教育研究等環境の整備に関する方針」という。)に基づき、校舎・施設・設備等、図書館・学術資料及び教育研究支援体制を適切に整備している(基本情報一覧(第8章)参照)。例えば、長坂キャンパスにおいては、保育実習室にラーニング commons の機能を持たせて学生の自主的な学習を推進しているほか、ピアノ練習教室や図工室、家政実習室を開放し、教材研究等の自主学習に取り組めるようにしている。

ネットワーク環境やICT機器については、無線LAN環境の整備や学内情報システムの運用等を行っており、ハードウェア、情報環境ともに適切に整備しているといえる。教員の情報倫理については、「情報セキュリティガイドライン」に基づき、「FD研修会」を通じてその確立に向けて取り組んでいる。学生の情報倫理の確立に向けては、学生便覧及びオリエンテーションを通じてSNS利用に関する注意喚起を行っているほか、情報処理科目を通じてインターネット・情報リテラシーに関する内容を採り入れている。

以上のことから、教育研究等環境の整備に関する方針に基づいて、学生の学習や教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備しているといえる。

- ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

図書等の整備については、「図書館図書管理規程」及び同細則に基づいて実施している。また、図書の選定・購入は「研究・図書委員会」が行い、3つのキャンパスの蔵書を管理しているほか、宇都宮シティキャンパスにはDVD資料の、長坂キャンパスには音楽資料の閲覧コーナーを整備している。蔵書については図書館情報システムにより管理し、那須キャンパスも含めた3つの図書館の蔵書を横断的に検索可能にすることで、学生・教職員の利便性を確保している。また、司書資格を有する非常勤職員を各キャンパスの図書館に複数名ずつ配置している。

図書館の利用促進を図るため、電子ジャーナルデータベースの契約や他館資料の利用斡旋を通じて教育研究に必要な多くの情報にアクセスできるようにしているほか、学生に対しては入学時のオリエンテーションに加え、宇都宮シティキャンパスでは図書館利用マニュアルを、長坂キャンパスでは、新着図書の案内として「としよかんかわら版」を配付する等の取り組みを行っている。また、大学祭やオープンキャンパスでは、図書館展示を実施し、高校生や地域住民に対する啓発活動も実施している。

以上のことから、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を整

備するとともに、それらを適切に機能させるための施策に取り組んでいる。

- ③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

「教育研究環境等の整備に関する方針」に基づき、個人研究費を支給するとともに、共同研究費、特別研究費の制度を設けている。また、科学研究費補助金の申請に向けて、若手教員等へのアドバイスをを行う機会を設けている。研究室については、全ての専任教員に個人研究室を提供し、教員の研究時間の確保については、学務や講義がない曜日を設けて研究日に充てている。このように研究活動に関わる条件整備を概ね適切に行っているが、特別研究（サバティカル）制度により、半年間、研究に専念できる期間を設けているものの、近年、特別研究期間の取得実績がないことから、研究に専念できる期間を取得しやすい環境づくりが望まれる。

研究不正防止、倫理の確立に向けては、「宇都宮共和大学研究倫理指針」及び「宇都宮共和大学コンプライアンス規程」を定めるとともに、年1回、全専任教員及び研究費を扱う職員が参加する「研究倫理研修会」を実施している。また、研究不正防止、研究倫理指針の遵守を図るべく、「研究倫理委員会」を設けている（基本情報一覧（第8章）参照）。

以上のことから、健全な研究活動のために必要な措置を講じているといえる。

- ④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究等環境の適切性について、各学部の「研究・図書委員会」「教務委員会」等の各委員会による点検・評価結果を「自己点検・評価推進部会」がとりまとめて「自己点検・評価委員会」に報告している。そして、その内容を「内部質保証会議」が検証し、学部に対して改善指示を行っている。また、2024年度からは、「中期目標及び中期計画」のチェックリストを通じて、教育・学術研究環境整備の進捗状況を点検・評価した。

以上のことから、教育研究等環境に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上を図る仕組みを整備しているものの、その起点となる「中期目標及び中期計画」に基づく各学部及び図書館等の計画・施策の策定に際して、全学的な視点から支援する機能が不十分であることから、各学部及び図書館等の計画立案の適切性、妥当性が十分に担保されるように、今後の改善が望まれる。

9 社会連携・社会貢献

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実

施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

「宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー」に基づき、「中期目標及び中期計画」のなかで「地域社会との連携や社会貢献に関する目標と計画」を定めている。同方針と目標・計画に従い、「都市経済研究センター」及び「子育て支援研究センター」が中心となって、学外組織との社会連携・社会貢献に関する取り組みを企画・運営している。公開講座、シンポジウム、講演会等の開催にあたっては、県・市町村、関係団体、企業等の地域の学外組織と連携・協力するなど、適切な連携体制を構築している。2017年度からは宇都宮市内の私立4大学と自治体・産業界等が連携してプラットフォームを設立し、宇都宮都市圏を創造都市として発展させることを目指した事業に取り組んでいる。その他、那須塩原市と連携した「那須塩原市民大学講座」の企画・運営にあたり、「那須塩原市民大学運営委員会」の委員長、委員に両学部の教授が参画するなどの取り組みを行っている。くわえて、各学部においても、栃木県、宇都宮市、那須塩原市等と連携し、地域の生涯学習支援や地域交流・国際交流事業への参加を通じて、社会連携・社会貢献活動を展開しており、子ども生活学部の活動が大学コンソーシアムとちぎの「カーボンニュートラル推進学生地域活動支援事業」に採択されるなど、地域社会における大学の存在価値を高めることにつながっている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、取り組みを実施することにより、教育研究の成果を適切に社会に還元しているといえる。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

各センターの運営委員会及び各学部の「自己点検・評価推進部会」、全学組織の「自己点検・評価委員会」が社会連携・社会貢献に関する点検・評価を行い、「内部質保証会議」が定期的に検証を行うことで現状や成果があがっている取り組み及び課題を把握している。改善策の具体例として、2022年度に「内部質保証会議」の指示により、「都市経済研究センター」及び「子育て支援研究センター」の活動に携わる学生への支援を各学部において実施した。その結果、シティライフ学部においては、2022年度に学生複数名が栃木県や宇都宮市の行政委員として就任するなどの成果がみられた。また、子ども生活学部については、2023年に「内部質保証会議」からの指示を受け、対面による社会貢献活動の再開の一環として、公開講座、地域の就学前施設との交流、障がいのある子どもと家族の支援（「Tiny」）等を開催し、参加者より高い評価を受けた。こうした活動を通じて、宇都宮市や周辺地域の課題解決や活性化に積極的に取り組んでおり、同活動をカリキュラムと密接に連携させ、効果的な学習を促している。このほか、同活動を目的とする入学者もみられるなど、大学全体の活動に浸透している点は高く評価できる（長所1参照）。ただし、地域連携・社会貢献の取り組みについて、全学的に情報を集約し、例えば「中期目標及び中期計画」の進捗という観点から全学的な

点検・評価を行い、その結果を改善・向上のための施策に反映させ、学部等にフィードバックする体制が十分であるとはいえないため、今後の改善が期待される。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

大学の理念・目的の実現に向けて、「中期目標及び中期計画」を策定し、7つの目標と具体的な計画を掲げ、大学ホームページ等で公表し、これを大学運営の方針としている。また、同計画の策定は、各学部の各委員会や教授会等で検討し、施策の策定及び検証を通じて教職員に共有している(基本情報一覧(第10章(1))参照)。

大学運営については、各学部において教授会、教学会議、各委員会等の会議・組織が担っている。各委員会は、当該委員会の規程に定めた事項を取り扱い、議論した事項を各学部の教学会議に報告し、その後、教授会において審議を行い、学長が審議事項について決定している。大学全体で調整が必要な学事暦や学生募集・就職支援に関するスケジュールについては、同一法人の運営する短期大学との調整も兼ねて「大学協議会」で連絡調整を図っているものの、大学全体としての意思決定を行うための組織体制の構築が不十分であり、各学部における取り組みに対する全学的な調整や支援についても十分であるとはいえないことから、今後の体制・制度づくりが望まれる(基本情報一覧(第10章(1))参照)。

学長をはじめとする各役職者の選任については、学長の選任方法等を「学長選考規程」に定めているほか、副学長、学部長、図書館長等についても、各選考のための規程を整備している。また、それぞれの職務については「宇都宮共和大学組織規程」に定めている。法人と大学の関係については、理事会の権限と理事長の職務を寄附行為において定め、学長、学部長及び図書館長の選任と予算を理事会で決定しているほか、大学の自己点検・評価報告書を法人理事及び監事も参加する「内部質保証会議」に提出し、その後理事会に報告している(基本情報一覧(第10章(1))参照)。

以上のことから、大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けて、これらの権限等を明示しつつ大学運営を行っているが、各学部の運営を超えた大学全体の運営のための体制は十分とはいえないことから、今後の体制整備が望まれる。

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算については、学長が各学部等に対して予算申請の作成指示を行い、各委員会が施策と方針を策定している。事務部門においては、当該年度の諸活動計画等に基づき予算を編成する。編成した予算原案は、学長の承認を経て、理事長に提出し、理事長は評議員会に諮問し、理事会において決定した後、学長がその結果を教授会で報告している。予算の執行については、各学部の経理部門が執行状況を把握しながら遂行し、大幅な増加となりうる経費については、学長との事前の協議を経たうえで、経理担当者が適正と判断した場合のみ執行している。

以上のことから、予算の編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

事務組織の体制については、「宇都宮共和大学事務組織規程」に定め、それぞれのキャンパスに総務課及び学務課を置き、事務局長を中心とした責任体制をとっている。また、教学会議及び教授会では課長職以上の職員が出席し、各委員会等においても事務担当者を配置して、教職員間で情報を共有することにより、教員と職員の協働・連携を図っている。さらに、業務の多様化に対応するため、職員に対しては、専門的な知識を学ぶために外部の説明会や研修会への参加、学内におけるスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動への参加を促して、職員のスキルアップを図っている（基本情報一覧（第10章（1））参照）。職員の採用については、「宇都宮共和大学職員採用規程」に定め、業務拡充や退職者の補充等がある場合に人員配置を考慮して、職務内容に応じた採用を行っている。人事及び業務評価については、事務局長及び各課長からの報告を参考にして、学長が行っている。昇格については、勤続年数や人事及び業務評価を考慮して行っている。職員の資質向上については、「自己点検・評価推進部会に関する要項」に基づき、SD活動を実施している。2024年度には「組織におけるサイバー犯罪の傾向とセキュリティ対策」及び「防災の基本を学ぶ」、2025年度には「パワハラ防止とホスピタリーマナー」をテーマとして「SD研修会」を実施している（基本情報一覧（第10章（1））参照）。ただし、教員を対象としたSD活動については十分とはいえないため、今後は高等教育を取り巻く環境等の情報共有に活用するなどSD活動を充実させ、大学運営全般の充実に向けた活動を検討・実施していくことが望まれる。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営の適切性については、毎年度初めに大学運営に関する施策を各学部の会議・組織において計画し、年度の終わりに検証を実施するとともに、年2回開催する「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証会議」において施策の検証を行うことで、点検・

評価している。また、2024年度には「内部質保証会議」より、「中期目標及び中期計画」の「内部質保証に関するチェックリスト」を作成のうえ、点検・評価するよう各学部の教授会に指示し、「中期目標及び中期計画」に掲げる「大学運営・財務」に関する目標と計画について、点検・評価を行った。さらに、監査については、法令に則り、監事による監査及び独立監査人（公認会計士）による財務監査を実施している（基本情報一覧（第10章（1））参照）。

以上のことから、法令に基づく監査の実施も含めて、大学運営の適切性の点検・評価や、改善・向上に向けた取り組みを行っているが、全学的な視点による大学運営の適切性の点検・評価や、改善・向上に向けた取り組みについては、十分であるとはいえないことから、今後の改善が望まれる。

（2）財務

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

大学の「中期目標及び中期計画」において、2022年度から2026年度までを計画期間とする「2022年度新中期財務計画」を策定している。同計画では、事業活動収支のシミュレーションを作成し、当初計画と過年度の実績を示している。具体的な数値目標としては、大学部門の「事業活動収支の均衡」を掲げ、「学生納付金の確保」「外部資金の増加」「補助金収入」等により収入の安定化を図ること、支出については「人件費の抑制」を図ることとしている。

しかしながら、「中期財務計画修正見込み」であらためて行った事業活動収支のシミュレーションでは、収支の均衡を目標とすべき事業活動収支ではなく、減価償却額を控除した差引収支を目標としており、当該数値の段階でマイナスとなっている。また、目標を達成するための方策については、那須キャンパスの大学部門から法人資産への移管と債券の運用益に依拠した計画となっており、中期計画で示された「学生納付金の確保」「外部資金の増加」「補助金収入」「人件費の抑制」等の取り組みは十分に進展していない。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための、中・長期の財政計画を適切に策定しているとはいえない。今後については、収支改善のための数値目標を反映した中・長期の財政計画を策定するとともに、実現可能な具体的な方策について明確にすることが求められる。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

財務関係比率については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べて、法

宇都宮共和大学

人全体では、事業活動収支計算書関係比率の各比率において概ね良好である。一方、大学部門では、人件費比率が平均を大きく上回り、事業活動収支差額比率の著しいマイナスが継続している。貸借対照表関係比率については、各比率において平均を上回っており、「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準で推移している。

しかしながら、法人全体の財政状況は良好であるが、これは他部門の良好な財政状況によるものであり、大学部門としては、事業活動支出が事業活動収入を著しく超過している状態が恒常的であることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を安定的に確立しているとはいえない。したがって、大学部門の収支改善を図るために、具体的な方策を明確にした中・長期の財政計画を策定し、財政基盤の確立に向けてより一層努力することが求められる（是正勧告2参照）。

外部資金については、「私立大学等改革総合支援事業」による補助金獲得に努めている。科学研究費補助金においては、毎年度採択実績があるものの、更なる獲得に向けての努力が求められる。

以上

宇都宮共和大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	大学ウェブサイト（シティライフ学部学生便覧）
	大学ウェブサイト（子ども生活学部学生便覧）
	宇都宮共和大学中期目標及び中期計画（2022～2026年度）（案）（各学部教授会審議資料2022年7月4日及び8日開催）
	宇都宮共和大学中期目標及び中期計画（2022～2026年度）（案）（各学部教授会審議資料2024年3月1日及び4日開催）
	2024年度第2回内部質保証会議議事録（2024年9月30日開催）（各学部教授会報告資料2024年11月11日及び11月8日開催）
	中期目標及び中期計画（2022～2026年度）の進行管理表（2024年度第2回内部質保証会議配布資料2024年9月30日開催）
	2024年度第3回内部質保証会議議事録（2025年3月10日開催）
	中期目標及び中期計画（2022～2026年度）の進行管理表（2024年度第3回内部質保証会議配布資料2025年3月10日開催）
2 内部質保証	2022年度第1回内部質保証会議議事録（2022年5月16日開催）（各学部教授会報告資料2022年6月6日及び6月3日開催）
	子ども生活学部カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの修正について（子ども生活学部教授会審議資料2023年1月6日開催）
	2024年度第1回内部質保証会議議事録（2024年5月20日開催）（各学部教授会報告資料2024年6月3日及び7日開催）
	文部科学省ウェブサイト（「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）, 「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン）
	2024年度第2回内部質保証会議議事録（2024年9月30日開催）（各学部教授会報告資料2024年11月11日及び8日開催）
	各学部カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの修正について（各学部教授会審議資料2024年11月11日及び8日開催）
	自己点検・評価のための学生意見聴取会 実施報告（シティライフ学部）（シティライフ学部教授会報告資料2024年11月11日開催）
	2023年度第1回内部質保証会議議事録（2023年5月15日開催）（各学部教授会報告資料2023年6月5日及び6月2日開催）
	2020年度第2回内部質保証会議議事録（2020年10月19日開催）（各学部教授会報告資料2020年11月2日及び6日開催）
	2021年度第1回内部質保証会議議事録（2021年4月26日開催）（各学部教授会報告資料2021年7月5日及び9日開催）
	クロームブック無償配布『宇都宮共和大学入学案内2025』p.1
	2022年度第2回内部質保証会議議事録（2022年10月24日開催）（各学部教授会報告資料2022年11月7日及び4日開催）
	2023年度第2回内部質保証会議議事録及び第2回自己点検・評価委員会議事録（共に2023年10月30日開催）（各学部教授会報告資料2023年12月4日及び1日開催）
	2023年度シラバスチェック（2024年度用シラバスのチェック）
	2023年度内部質保証に関するチェックリスト（2024年度第2回内部質保証会議配布資料2024年9月30日開催）
	2024年度内部質保証に関するチェックリスト（2024年度第3回内部質保証会議配布資料2025年3月10日開催）
	教員業績評価について（各学部教授報告資料2024年11月11日及び8日開催）
	教職課程運営委員会規程（改定案）（各学部教授審議資料2024年3月4日及び1日開催）
	大学ウェブサイト（シティライフ学部授業改善アンケート結果）
	大学ウェブサイト（子ども生活学部授業改善アンケート結果）

	<p>大学ウェブサイト（シティライフ学部 FD 活動報告書）</p> <p>大学ウェブサイト（子ども生活学部 FD 活動報告書）</p> <p>2024 年度ステークホルダーからの意見聴取・実施一覧</p> <p>2024 年度学生の卒後評価に係る就職先聞き取り調査報告書（シティライフ学部教授会報告資料 2024 年 10 月 7 日開催）</p> <p>2023 年度学生の卒後評価に係る卒業生および就職先への聞き取り調査報告（子ども生活学部教授会報告資料 2024 年 4 月 1 日開催）</p> <p>自己点検・評価のための学生意見聴取会 実施報告（子ども生活学部）（子ども生活学部教授会報告資料 2024 年 9 月 13 日開催）</p> <p>大学ウェブサイト（情報公開ページ）</p> <p>大学ウェブサイト（教職課程自己点検評価報告書）</p> <p>大学ウェブサイト（教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項）</p> <p>大学ウェブサイト（宇都宮共和大学に対する大学評価（認証評価）結果）</p> <p>中期財務計画</p>
3 教育研究組織	<p>大学ウェブサイト（都市経済研究センター）</p> <p>大学ウェブサイト（子育て支援研究センター）</p> <p>国際交流センター『宇都宮共和大学入学案内 2025』p.40</p>
4 教育・学習	<p>大学ウェブサイト（シティライフ学部カリキュラムツリー）</p> <p>大学ウェブサイト（シティライフ学部の専門分野）</p> <p>大学ウェブサイト（子ども生活学部カリキュラムツリー）</p> <p>大学ウェブサイト（子ども生活学部の履修コース）</p> <p>大学ウェブサイト（シティライフ学部カリキュラムマップ・ナンバリング一覧）</p> <p>子ども生活学部ナンバリング一覧</p> <p>子ども生活学部カリキュラムマップ</p> <p>シティライフ学部_2024 シラバス作成上の注意点</p> <p>子ども生活学部_シラバス作成のお願い</p> <p>子ども生活学部_コモンルーブリック</p> <p>シティライフ学部_2024 年度成績評価および定期試験実施について</p> <p>子ども生活学部_2024 年度成績評価および定期試験実施について</p> <p>子ども生活学部_実習指導のお願いー実習評価ー</p> <p>子ども生活学部_履修カルテ</p>
5 学生の受け入れ	<p>大学ウェブサイト（過去の入試問題・正解解答例）</p> <p>大学ウェブサイト（本学プレゼンテーション入試に今、学んでいる「探究学習の成果」でチャレンジしよう！）</p> <p>2025 年度宇都宮共和大学シティライフ学部・子ども生活学部入学試験要項 p.3</p> <p>大学ウェブサイト（外国人留学生の方へ（シティライフ学部））</p> <p>大学ウェブサイト（入学試験の受験時に特別な配慮を希望される方へ）</p> <p>2025 年度宇都宮共和大学シティライフ学部・子ども生活学部入学試験要項 pp.1-2</p> <p>大学見学会・高校説明会・出前授業等の実績（2020 年度～2024 年度）</p> <p>入試説明会出席高校一覧（2020～2024 年）</p> <p>大学ウェブサイト（宇都宮市主催「大学生によるまちづくり提案 2024」において本学チームが優秀賞（第 2 位）を受賞しました！）</p> <p>大学ウェブサイト（大学連携親子ワークショッププログラム in ミナテラスとちぎ）</p> <p>『宇都宮共和大学入学案内 2025』抜粋</p> <p>高校訪問担当表</p> <p>大学ウェブサイト（課外授業・講師派遣制度のご案内）</p> <p>春の大学体験講座チラシ</p> <p>オープンキャンパスアンケート結果</p>
6 教員・教員組織	<p>大学ウェブサイト（実務経験のある教員等による授業科目の配置）</p> <p>事務局組織表</p> <p>大学ウェブサイト（都市経済研究センター年報各号）</p> <p>大学ウェブサイト（子育て支援研究センター年報各号）</p> <p>大学ウェブサイト（シティライフ学部専任教員の社会貢献活動）</p> <p>大学ウェブサイト（子ども生活学部専任教員の社会貢献活動）</p>

	専任教員の将来構想
7 学生支援	大学ウェブサイト（本学独自の奨学金制度）
	2024 年度奨学金受給状況（全学版）
	保育士修学資金等貸付事業
	「安全講話」実施報告書
	大学ウェブサイト（『知識の森通信 あかまつ』57 号）
	合宿交流研修アンケート結果
	大学ウェブサイト（『知識の森通信 あかまつ』55 号）
	大学ウェブサイト（就職・進学支援体制）
	大学ウェブサイト（就職進学ガイドブック）
	キャリア関連授業及び就職講座
	大学ウェブサイト（公開された求人情報等）
	就職関連の支援・カウンセリング(保護者対象)
	就職に関する情報収集
	就職関連の支援・カウンセリング(学生対象)
	外部支援先リスト
	進路希望に関する個人面談(3 年次対象)
	就職活動状況調査(4 年次対象)
	インターンシップ前後の指導
	大学ウェブサイト（インターンシップ保険制度）
	大学ウェブサイト（就職資格講座ガイドブック）
	大学ウェブサイト（知識力奨学金の案内と取得可能資格）
	ボランティア活動状況 子ども生活学部
	各学部サークル一覧
	学生からの要望
学生生活実態調査(全学年対象)	
8 教育研究等環境	大学ウェブサイト（宇都宮共和大学図書館）
	情報システム保守スケジュール
	大学ウェブサイト（宇都宮共和大学シティライフ学研究）
	大学ウェブサイト（子ども生活学研究）
	大学ウェブサイト（子宇都宮共和大学 研究活動の不正行為に関する相談・通報窓口）
9 社会連携・社会貢献	宇都宮市内大学との連携によるまちづくり
	宇都宮市創造都市研究センターの概要
	宇都宮市創造都市研究センターウェブサイト
	韓国語初級講座
	大学ウェブサイト（「学生たちは地域社会貢献活動を通して何を学ぶのか-大谷地区における景観維持活動から-」都市経済研究センター年報 2020 年第 20 号収録）
	第 16 回「学生&企業研究発表会」受賞者一覧
	大学生によるまちづくり提案発表会 2022
	大学ウェブサイト（「私のまちは私がつくる～宇都宮駅ペDESTリアンデッキ周辺の活性化事業～」都市経済研究センター年報 2023 年第 23 号収録）
	第 19 回「学生&企業研究発表会」受賞者一覧
	大学ウェブサイト（「壬生音楽祭 with フォレストーリー」都市経済研究センター年報 2023 年第 23 号収録）
	大学ウェブサイト（「つながりができる居場所づくりプロジェクト-居場所づくりから始めるスーパースマートシティうつのみや-」都市経済研究センター年報 2024 年第 24 号収録）
	大学生によるまちづくり提案発表会 2023+
	子ども生活学部地域との連携事業
	学生提案活動の主な受賞実績
	カーボンニュートラル推進学生地域活動支援事業（大学コンソーシアムとちぎ）
	大学ウェブサイト（田川遊歩道で「宮桜祭」が開催されました）
	大学ウェブサイト（「みんな田川でバーベQ」活動報告）
	大学ウェブサイト（築瀬地区文化祭に本学学生が参加しました）
	2024 年度子ども生活学部学生の地域貢献活動

	2024 年度連携講座開設授業科目一覧 (大学コンソーシアムとちぎ)
	2024 年度 とちぎグローバル人材育成プログラム共通科目一覧
	第 21 回学生&企業研究発表会ポスター
	大学ウェブサイト (『知識の森通信 あかまつ』各号)
	大学ウェブサイト (まちなか 宇都宮共和大学)
	大学ウェブサイト (まちなかクールシェア・コンサート『知識の森通信 あかまつ』55号)
	大学ウェブサイト (「まちなかクールシェア・コンサート with コロナ」の開催について『都市経済研究センター年報』2021 年第 21 号)
	大学ウェブサイト (クリスマスマーケット in シティキャンパス『知識の森通信 あかまつ』58号)
	大学ウェブサイト (宇都宮共和大学シティライフ学部学生の行政委員への就任状況『都市経済研究センター年報』2023 年第 23 号)
	大学ウェブサイト (那須塩原市議員との意見交換会「なしおふれあいトーク」を実施しました)
	2023 年度子ども生活学部子育て支援研究センターPDCA 報告
	子育て支援研究センター公開講座一覧 (子ども生活学部)
	都市経済研究センター客員研究員 (シティライフ学部教授会報告資料 2022 年 5 月 9 日開催)
	2025 年度子育て研究センター公開講座企画書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	事務職員研修会・セミナー等参加実績一覧
10 大学運営・財務 (2) 財務	定量的な経営判断指標に基づく経営状態 (2023 年度)
	定量的な経営判断指標に基づく経営状態 (2024 年度)

宇都宮共和大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2025 年度各学部教授会議事録（抄）（2025 年 4 月 1 日及び 4 日）
	シティライフ学入門・現代教養講座Ⅳシラバス
	2021 年度第 2 回内部質保証会議議事録（2021 年 10 月 18 日開催）（各学部教授会報告資料 2021 年 11 月 1 日及び 5 日開催）
	2022 年度各学部教授会議事録（抄）（2022 年 7 月 4 日及び 8 日開催）
2 内部質保証	2024 年度第 1 回大学協議会議事録
	2020 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録（2020 年 10 月 19 日開催）（各学部教授会報告資料 2020 年 11 月 2 日及び 11 月 6 日開催）
	2024 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録（2024 年 5 月 20 日開催）（各学部教授会報告資料 2024 年 6 月 3 日及び 7 日開催）
	各学部教務委員会議事録（抄）（2024 年 7 月 8 日及び 12 日開催）
	2024 年度各学部 PDCA 報告会（自己点検・評価推進部会）議事録
	2024 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録（2024 年 9 月 30 日開催）（各学部教授会報告資料 2024 年 11 月 11 日及び 8 日開催）
	2024 年度各学部教学会議議事録（抄）（2025 年 1 月 27 日及び 31 日開催）
	2024 年度第 3 回・第 4 回自己点検・評価委員会議事録（2025 年 3 月 10 日及び 24 日開催）（各学部教授会報告資料 2025 年 4 月 1 日及び 4 日開催）
	2023 年度各学部教学会議議事録（抄）
	2023 年度各学部自己点検・評価推進部会議事録（抄）
	2023 年度各学部教授会報告資料（抜粋）※一部別紙を除く（2024 年 1 月 4 日及び 5 日開催）
	2022 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録（2022 年 10 月 24 日開催）（各学部教授会報告資料 2022 年 11 月 7 日及び 4 日開催）
	子ども生活学部ポートフォリオサンプル
	学内システム利用の手引き 2025 抜粋
	子ども生活学部 2024 学生意見聴取の結果と検討
	子ども生活学部教学会議議事録（抄）（2025 年 3 月 21 日開催）
	2022 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録（2022 年 5 月 16 日開催）（各学部教授会報告資料 2022 年 6 月 6 日及び 6 月 3 日開催）
3 教育研究組織	2023 年度第 3 回・第 4 回および 2024 年度第 2 回 シティライフ学部教職課程運営委員会 議事録
	2024 年度大学合同教職課程運営委員会議事録
4 教育・学習	ポートフォリオ_子ども生活学部 FD 報告書 2023-2024 抜粋
	2025 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録（2025 年 5 月 19 日開催）（各学部教授会報告資料 2025 年 6 月 2 日及び 6 日開催）
	2025 年度第 1 回内部質保証会議議事録（2025 年 5 月 19 日開催）（各学部教授会報告資料 2025 年 6 月 2 日及び 6 日開催）
	宇都宮共和大学アセスメントポリシー案
	2021 年第 2 回自己点検・評価委員会議事録（2021 年 10 月 18 日開催）
	シティライフ学部第 309 回教授会議事録（2023 年 1 月 4 日開催）
	2023 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録（2023 年 5 月 15 日開催）（各学部教授会報告資料 2023 年 6 月 5 日及び 2 日開催）
5 学生の受け入れ	合理的配慮に基づく入学試験時に必要な支援の流れ
	2025 年度学生募集会議資料 大学・短大アドミッションセンター業務
	2018 年度第 3 回内部質保証会議議事録（2018 年 10 月 16 日開催）
	アドミッションセンターの設置について（案）（各学部教授会審議資料 2019 年 2 月 4 日及び 2 月 15 日開催）
	2019 年度学生募集会議資料 大学・短大アドミッションセンター業務
	下野新聞 2018 年 10 月 1 日記事
	2018 年度シティライフ学部入学試験・広報委員会 PDCA 報告
	2018 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録（2018 年 9 月 25 日開催）
2018 年度第 2 回内部質保証会議議事録（2018 年 10 月 1 日開催）	

	<p>スタディサブリ資料</p> <p>子ども生活学部入学試験・広報委員会議事録（2025年2月28日開催）</p> <p>子ども生活学部教学会議議事録（抄）（2025年3月21日開催）</p> <p>学生募集全体会議 2025 議事次第（2025年4月11日開催）</p> <p>子ども生活学部 2025 年度入試総括・2026 年度入試基本方針・学生募集基本計画（学生募集会議資料）</p> <p>子ども生活学部 2024 年度入学試験・広報委員会 PDCA 報告（大学ウェブサイト 19 ページ）</p> <p>子ども生活学部 2025 年度入学試験・広報委員会 基本方針と施策</p> <p>学園入試説明会出席校（2023年～2025年）</p> <p>2024 年度学生募集活動一覧（入試広報委員会関連行事）</p> <p>大学見学会参加者数（2023年～2025年現在）</p> <p>最新のお知らせ 子ども生活学部（大学ウェブサイト トップページ）</p> <p>動画一覧 子ども生活学部（大学ウェブサイト トップページ）</p> <p>オープンキャンパス・見学会関連情報（大学ウェブサイト トップページ）</p> <p>子ども生活学部オープンキャンパス参加者集計表（2023年～2025年現在）</p> <p>大学案内資料請求数（2022年～2025年現在）</p> <p>業者主催進学相談会相談者数（2022年～2025年現在）</p> <p>子ども生活学部教務委員会カリキュラム改訂案（2025年6月）</p>
6 教員・教員組織	<p>子ども生活学部「シラバスチェック」FD 報告書抜粋</p> <p>子ども生活学部「シラバスチェックによる授業改善例」</p> <p>子ども生活学部教学会議議事録（抄）（2025年5月30日開催）</p> <p>研究者名鑑を活用した地域における教員の活動実績表</p> <p>子ども生活学部「大学地域連携事業」子育て支援研究センター年報抜粋(2025年)</p>
7 学生支援	<p>シティライフ学部「課外活動」学生便覧抜粋</p> <p>子ども生活学部「学生会会則」学生便覧抜粋</p> <p>子ども生活学部「選挙管理委員会と会計」学生便覧抜粋</p> <p>シティライフ学部「学生会総会」資料</p> <p>子ども生活学部「学生総会」資料</p> <p>シティライフ学部「合宿交流研修事後アンケート（学生）」</p> <p>シティライフ学部「合宿交流研修事後アンケート（教職員）」</p> <p>子ども生活学部「合宿交流研修事後アンケート（学生）」</p> <p>子ども生活学部「合宿交流研修事後アンケート（教職員）」</p> <p>子ども生活学部「合宿交流研修に参加後の学習課題」</p>
8 教育研究等環境	<p>2024 年キャンパス・ハラスメント防止啓発委員会 PDCA 報告書</p> <p>シティライフ学部「相談体制」学生便覧抜粋</p> <p>子ども生活学部「相談体制」学生便覧抜粋</p> <p>シティライフ学部「情報リテラシ」シラバス</p> <p>シティライフ学部「データサイエンス入門」シラバス</p> <p>シティライフ学部「情報社会と AI」シラバス</p> <p>子ども生活学部「情報倫理」学生便覧抜粋</p> <p>子ども生活学部「情報処理 I、II」シラバス</p> <p>子ども生活 2024 安全講話実施報告書</p> <p>子ども生活学部「保育実習指導 I」シラバス</p> <p>シティライフ学部「基礎ゼミ」シラバス</p> <p>シティライフ学部「卒業研究（高丸）」シラバス</p> <p>子ども生活学部「試験の不正行為」履修の手引き抜粋</p> <p>子ども生活学部「初年次基礎演習 I」シラバス</p> <p>子ども生活学部「保育者論」シラバス</p> <p>子ども生活学部「保育士養成倫理綱領」FD 報告書抜粋</p> <p>子ども生活学部「研究方法の基礎 I」シラバス</p> <p>宇都宮シティキャンパス図書館「図書館だより」</p> <p>長坂図書館「としょかんかわら版」</p> <p>大学図書館利用状況</p> <p>科研費申請書学内検討会の開催について（2024年8月22日案内）</p> <p>科研費申請書学内検討会実施報告 2024</p>

	2025 年度科研費交付決定一覧
	研究倫理研修 2024
	e-ラーニング研究倫理研修
	科学研究費助成事業等説明会参加資料
	各学部教授会議事録（2024 年 11 月 11 日及び 8 日開催）
9 社会連携・社会貢献	栃木県地域公共交通活性化協議会公募委員の選考結果について（シティライフ学部教授会報告資料 2022 年 4 月 1 日開催）
	2022 年度第 2 回栃木県地域公共交通活性化協議会議事概要
	子ども生活学部「Tiny」センター年報抜粋 2023
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	宇都宮共和大学教学会議規程
	宇都宮共和大学大学協議会規程
	シティライフ学部教授会議事録（2025 年 7 月 14 日開催）
	シティライフ学部教学会議議事録（2025 年 6 月及び 7 月開催）
	学校法人須賀学園監事監査に関する取扱規則
	コンプライアンス規程
	情報セキュリティポリシー
	キャンパス・ハラスメント防止に関する規程
	予算編成プロセス
	委員会予算作成依頼
	宇都宮共和大学組織図
	SD 研修会参加一覧
	2024 年度大学運営・財務 PDCA 報告
10 大学運営・財務 (2) 財務	中期財務計画（修正版）
	中期財務計画修正見込（26 年度・27 年度）
その他	【修正版】2025 年度各学部教授会議事録（2025 年 4 月 1 日及び 4 日）
	【修正版】各学部教授会議事録（2022 年 7 月 4 日及び 8 日開催）
	【修正版】各学部教務委員会議事録（2024 年 7 月 8 日及び 12 日開催）
	【修正版】2024 年度各学部教学会議議事録（2025 年 1 月 27 日及び 31 日開催）
	【修正版】2023 年度各学部教学会議議事録
	【修正版】2023 年度各学部自己点検・評価推進部会議事録
	【修正版】子ども生活学部教学会議議事録（2025 年 3 月 21 日開催）
	【修正版】子ども生活学部教学会議議事録（2025 年 3 月 21 日開催）
	【修正版】子ども生活学部教学会議議事録（2025 年 5 月 30 日開催）
	基準 02 関連 2024 年度シティライフ学部教学会議議事録一式
	基準 02 関連 2024 年度シティライフ学部教授会議事録
	基準 02 関連 2024 年度シティライフ学部自己点検・評価推進部会議事録一式
	基準 02 関連 学部の年次計画を示す資料（2024 年度シティライフ学部）
	基準 02 関連 学部の年次計画を示す資料（2024 年度子ども生活学部）
	基準 04 関連 標準的なポートフォリオ①（子ども生活学部）
	基準 04 関連 標準的なポートフォリオ②（子ども生活学部）
	基準 08 関連 図書収集を審議した研究・図書委員会の議事録（シティライフ学部）
	基準 08 関連 教職員の研究倫理 e ラーニングの受講状況を示す資料（教員職員を分けた受講率を含む）
	基準 10 (1) 関連 理事長と学長の権限と責任
	学長プレゼンテーション

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。